

第 2 章 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

第1節 平成29年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成29年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

比率に該当のある市町村はなかった。

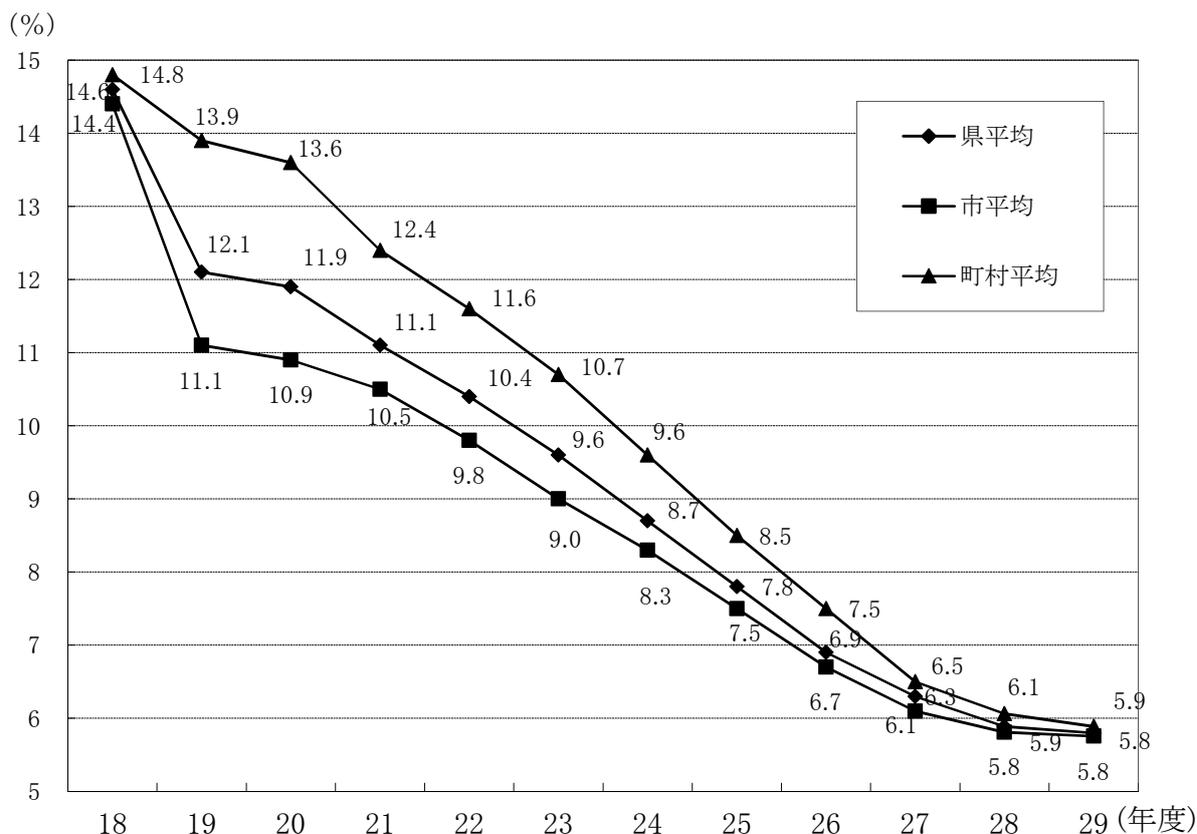
（3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%以上の市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（5.9%）より0.1ポイント低下し、5.8%と過去最少となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体は、前年度に引き続き、該当の市町村はなかった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

比率 年度	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	団体数
	18	1	6	7	14	10	7	4	7	
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
25	28	12	7	3	2	0	2	0	0	54
26	33	13	5	0	1	0	2	0	0	54
27	36	10	5	1	0	1	1	0	0	54
28	41	7	3	1	1	1	0	0	0	54
29	42	7	2	1	2	0	0	0	0	54
増減	1	0	△ 1	0	1	△ 1	0	0	0	-

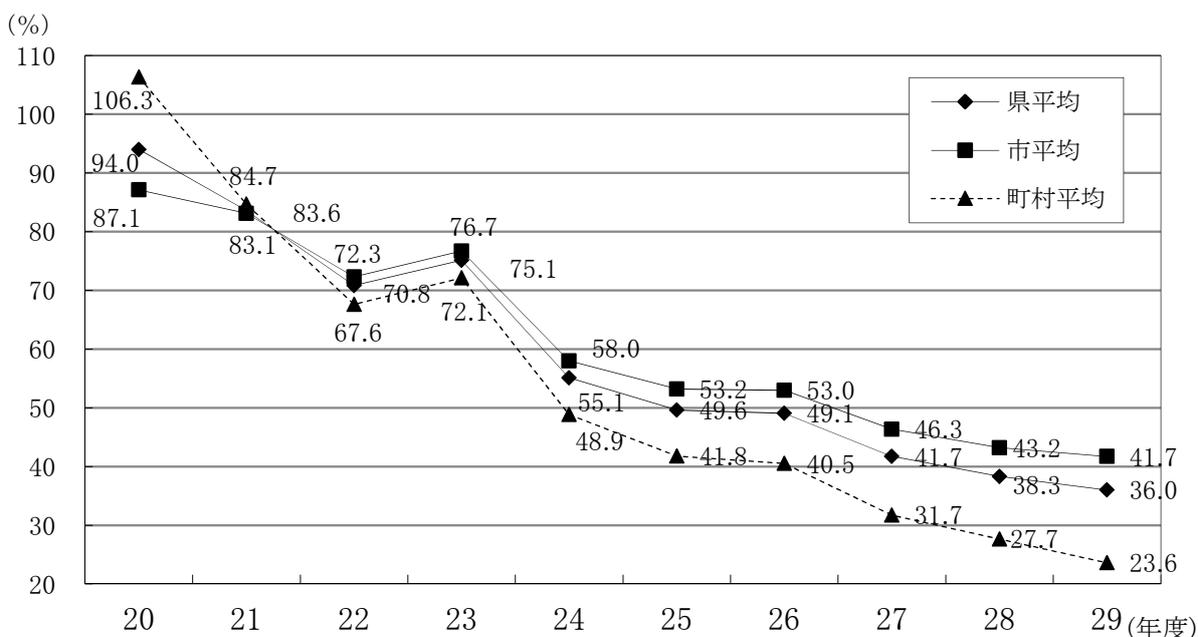
(4) 将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）以上の市町村はなかった。

54 団体中全ての団体が200%未満の団体であり、49 団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

将来負担比率（単純平均）は、前年度（38.3%）より2.3ポイント低下し、36.0%となり過去最少となった。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

比率 年度	比率									団体数
	該当なし	50 未満	50～ 100 未満	100～ 150 未満	150～ 200 未満	200～ 250 未満	250～ 300 未満	300～ 350 未満	350 以上	
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
25	13	18	15	6	1	1	0	0	0	54
26	14	17	16	5	1	1	0	0	0	54
27	15	19	14	4	1	1	0	0	0	54
28	18	18	14	2	2	0	0	0	0	54
29	15	24	10	3	2	0	0	0	0	54
増減	△ 3	6	△ 4	1	0	0	0	0	0	-

※一部団体に数値の訂正があったことから、従前の数値と一致しないものがある。

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 29 年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 29 年 1 月 20 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成 28 年度の経済動向

平成28年度の我が国経済をみると、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」（以下「経済対策」という。）を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している。

この結果、平成28年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.3%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.0%程度になると見込まれる。

b 平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目GDP 600兆円経済の実現と平成32年度（2020年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていく。

一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施する。「戦後最大の名目GDP 600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。また、未来への投資の拡大に向けた成長戦略を推進するため、「日本再興戦略2016」を着実に実施する。「希望出生率1.8」及び「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生アクション・プログラム2016」に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。平成29年度は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

c 平成 29 年度の経済見通し

平成29年度の我が国経済は、経済対策など、「2. 平成29年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に

向け前進が見込まれる。

この結果、平成29年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(イ) 国の予算

政府は、平成28年11月29日に「平成29年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

a 基本的考え方

- ① 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ② これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。
- ③ 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。
- ④ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度（2020年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- ⑤ 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。
第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。
- ⑥ 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。
- ⑦ 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

b 予算の編成についての考え方

- ① 平成29年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。
財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。
- ② 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創り上げるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速す

る。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

- ③ 平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

平成29年度予算は、以上のような方針により編成され、平成29年3月27日に政府案どおりに成立した。

これによると、平成29年度の一般会計予算の規模は97兆4,547億円で、前年度当初予算と比べると7,329億円増加(0.8%増)となった。なお、公債の発行予定額は34兆3,698億円で、前年度当初発行予定額と比べると622億円減少(0.2%減)となっており、公債依存度は35.3%(前年度比0.3ポイント減)となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は2兆6,896億円となった。歳入については、復興特別税3,764億円、一般会計からの繰入5,710億円、復興債1兆5,145億円等となっている。歳出については、東日本大震災復興経費として2兆1,579億円が計上されたほか、復興加速化・福島再生予備費4,500億円が計上されている。

なお、財政投融资計画の規模は15兆1,282億円で、前年度計画額と比べると1兆6,471億円増加(12.2%増)となった。

イ 地方財政計画

平成29年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成29年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

(ア) 通常収支分

- a 地方税制については、平成29年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税

等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。

- b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。
- (a) 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特定となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
- (b) 交付税特別会計の借入金については、平成29年度から平成31年度までは各年度4,000億円を償還、平成32年度から平成36年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、平成37年度から平成64年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。
- (c) これらに基づき、平成29年度の財源不足見込額6兆9,710億円については、次により補填する。
- ① 地方交付税については、国の一般会計加算により1兆2,958億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,807億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める平成29年度における「乖離是正分加算額」2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額6,651億円）増額する。
- また、交付税特別会計借入金の償還5,000億円のうち1,000億円を後年度に繰り延べ、交付税特別会計剰余金3,400億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。
- ② 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4兆452億円発行する。
- ③ 建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。
- (d) 上記の結果、平成29年度の地方交付税については、16兆3,298億円（前年度比3,705億円、2.2%減）を確保する。
- c 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆6,257億円（普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円）とする。
- d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護人材等の待遇改善等の措置を講ずることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
- (b) 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。
- (c) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成27年度及び平成28年度に計上した「公共施設等最適化事業費」を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として3,500億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保すること

とし、全体で前年度に比し 3.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- (d) 「重点課題対応分」については、引き続き 2,500 億円（前年度同額）計上する。
- (e) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- (f) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (g) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (h) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置するため、4,503 億円を確保する。また、一般財源充当分として 77 億円を計上する。
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、188 億円（普通会計分 161 億円、公営企業会計等分 27 億円）とする。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 2,842 億円を計上する。

b 全国防災事業

- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 720 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 225 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 29 年度の地方財政計画（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 86 兆 6,198 億円で、前年度と比べると 8,605 億円増加（1.0%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 2,842 億円、全国防災事業が 946 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 39 兆 663 億円で、前年度と比べると 3,641 億円増加（0.9%増）（道府県税 0.4%減、市町村税 2.1%増）、地方譲与税は 2 兆 5,364 億円で、前年度と比べると 1,042 億円増加（4.3%増）、地方特例交付金は 1,328 億円で、前年度と比べると 95 億円増加（7.7%増）、地方交付税は 16 兆 3,298 億円で、前年度と比べると 3,705 億円減少（2.2%減）、国庫支出金は 13 兆 5,386 億円で、前年度と比べると 3,202 億円増加（2.4%増）、地方債（普通会計分）は 9 兆 1,907 億円で、前年度と比べると 3,300 億円増加（3.7%増）となった。

一方、歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,209 億円で、前年度と比べると 65 億円減少（0.0%

減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、2,900人の純減としている。一般行政経費は36兆5,590億円で、前年度と比べると7,659億円増加(2.1%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は14兆213億円で、前年度と比べると161億円減少(0.1%減)となった。公債費は12兆5,902億円で、前年度と比べると2,149億円減少(1.7%減)、投資的経費は11兆3,570億円で、前年度と比べると1,524億円増加(1.4%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆6,297億円で、前年度と比べると1,956億円増加(3.6%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,503億円、国庫支出金は8,059億円、地方債(普通会計分)は161億円などとなった。歳出では、一般行政経費は4,200億円(うち地方単独事業費826億円)、投資的経費は8,341億円(うち地方単独事業費374億円)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では、地方税が720億円、一般財源充当分が225億円となった。歳出では、公債費は946億円となった。

なお、平成29年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が11兆6,257億円(普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円)で、前年度と比べて4,175億円増加(3.7%増)となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が188億円(普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円)となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成29年度補正予算(第1号)

a 補正予算(第1号)

政府は、平成29年12月22日に平成29年度補正予算(第1号)の概算について閣議決定し、平成30年2月1日に政府案どおりに成立した。

今回の補正予算においては、歳出面で、生産性革命・人づくり革命4,822億円、災害復旧等・防災・減災事業1兆2,567億円、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3,465億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,416億円の修正減少額等を計上している。また、歳入面で、公債金(建設公債)1兆1,848億円、税外収入956億円、前年度剰余金受入3,743億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成29年度当初予算に対し、1兆6,548億円増加し、99兆1,095億円となっている。

b 補正予算(第1号)に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じた。

- ① 今回の補正予算により平成29年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額等については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

(i) 災害復旧事業債

あ 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

い 災害対策債

(あ) 熊本地震による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

- (い) 上記(あ)以外の事業
災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特別交付税により措置すること。
 - う 一般単独災害復旧事業債
一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。
 - え 地方公営企業災害復旧事業債
地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。
 - (ii) 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債
熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。
 - (iii) 公営企業債
当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。
- ② 今回の補正予算により平成29年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。
- (b) 東日本大震災分
今回の補正予算においては、地方負担の追加は生じない見込みである。

